

### 所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの一年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続です。

※日本国内に住所を持っているか、現在まで引き続き1年以上上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

### 確定申告をしなければならぬ方

- 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- サラリーマンで給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方等
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方や、公的

年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

### 確定申告をすれば所得税が還付される方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のいずれかに当てはまり、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により、納め過ぎた税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財等の資産に受けた損害等について雑損控除を受ける場合
- ② 東日本大震災により被害を受けた方については、雑損控除の特例等の税制上の措置がありますので、最寄りの税務署にお尋ねください。
- ③ 病气やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ④ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合等

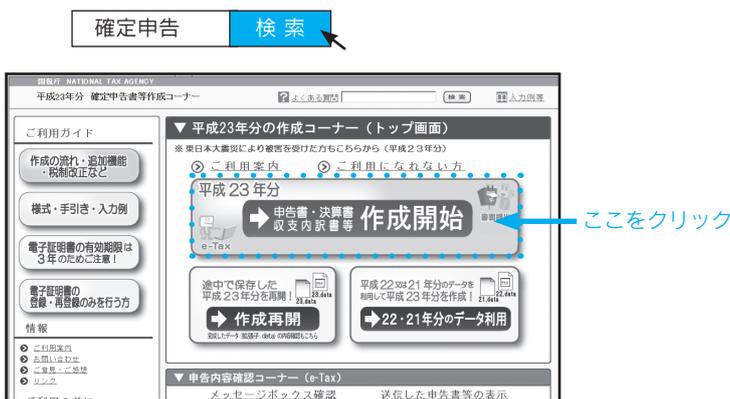


### インターネットで申告書が作成できます

税務署では、国税庁のホームページを活用した申告書の作成と、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」の利用を推進しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色

### □ 国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)の検索方法



申告決算書等が作成できます。申告書等を作成した後は、同コーナーからそのまま「e-Tax」を利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンタで印刷して送付等により税務署へ提出することもできます。

※税務署における申告会場では、備え付けのパソコンを使用している申告をお願いしていますので、ご理解とご協力をお願いします。



国税庁ホームページから「e-Tax」をご利用ください!

平成23年分の所得税の**確定申告の相談**及び**申告書の受付**は2月16日(木)



## 所得税の確定申告「e-Tax」ならこんなにいいこと

### メリット1

最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円(平成24年分については、最高3,000円)の控除を受けることができます。(平成19年分から24年分の間でいずれか1回)

### メリット2

添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院等の名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)

### メリット3

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

### メリット4

24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。(メンテナンス時間を除く)



e-Taxを利用するには、電子証明書の取得(手数料が必要)やICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。

※電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

### ▷ e-Tax申告相談会場

国税庁ホームページを活用した申告の指導や相談に応じます。

会場	期間	相談従事者
美浜町役場	2月21日(火)~27日(月)	税理士
若狭町役場(若狭町中央1-1)	2月22日(水)~28日(火)	税理士
敦賀市役所(敦賀市中央町2-1-1)	2月28日(火)~3月7日(水)	税務署職員
敦賀市栗野公民館 (敦賀市御名53-19)	2月21日(火)~22日(水)	税務署職員

※土曜日・日曜日は除く





各集落での住民税(町県民税)の

申告受付を2月23日(木)から始めます

■ お問い合わせ先  
町税務課(担当: 浜野) ☎ 32-6702

□ 住民税申告受付会場・日程

申告受付日	集落名	会場	受付時間	
2月	23日(木)	南市	文化会館	9:00~11:00
		坂尻	多目的センター	13:30~14:30
		木野	担い手センター	15:30~16:30
	24日(金)	北田	集落センター	9:00~11:00
		大藪	生活改善センター	13:30~14:30
		早瀬	生活改善センター	15:30~16:30
	28日(火)	河原市	研修センター	9:00~11:00
		麻生	王の舞会館	13:30~14:30
		佐柿	国吉会館	15:30~16:30
29日(水)	太田	生活改善センター	9:00~11:00	
	丹生	公民館	13:30~15:30	
3月	1日(木)	久々子	生活改善センター	9:00~11:00
		新庄	山村開発センター	13:30~16:00
	2日(金)	郷市	郷市児童館	9:00~11:00
		日向	漁村センター	13:30~16:00
	6日(火)	佐田・けやき台	佐田公民館	9:00~11:00
		小倉	小倉会館	13:30~14:30
		和田	ふる里交流センター	15:30~16:30
	7日(水)	興道寺	農業研修センター	9:00~11:00
		佐野	生活改善センター	13:30~14:30
		野口	農事集会所	15:30~16:30
	8日(木)	山上	農村婦人の家	9:00~11:00
		上野	生活改善センター	13:30~14:30
宮代		生活改善センター	15:30~16:30	
9日(金)	松原	担い手センター	9:00~11:00	
	菅浜	農業構造改善センター	13:30~16:00	

※この会場では確定申告の受付はできません。

確定申告をされる方は、税務署や確定申告会場をご利用ください。

**町** では、平成24年度の各集落での住民税(町県民税)の申告受付を2月23日(木)から始めます。

都合の悪い方は、町税務課で申告できますので、期間中に必ず申告手続きを行ってください。

2月16日(木)～

3月15日(木)

■ 住民税の申告の期間

■ 申告をしなければならない方  
平成24年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方

- 平成23年中に所得のあった方
- ※所得が給与や公的年金だけで、その支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。
- 所得がなくても町役場から申告の案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

■ 申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成23年中の収入や必要経費を明らかにする書類
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書
- 医療費控除を受ける方(医療費の支払額から保険金等で補てんされる額を差し引いた額が10万

■ 平成24年度住民税の主な変更点

- 円以上(所得の5%が10万円以下の方はその金額)は、医療費の領収書(明細のわかるもの)
- 扶養親族のうち、年齢16歳未満の者に対する扶養控除(33万円)が廃止
- 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止
- 寄附金税額控除の適用限度額が5千円から2千円に引き下げ

# 温暖化と美浜のへしこの意外な関係

「美

浜町の特産品は？」と尋ねると、多くの方は「へしこ」と答えるのではないだろうか。ご飯のおかずやお酒のおつまみはもちろんのこと、贈り物としても人気のへしこですが、そのへしこが今後、地球温暖化のために手に入りづらくなる可能性が出てきています。

では、なぜ地球温暖化がへしこに影響するのでしょうか。その原因は材料のサバにあります。

## 北欧サバ騒動

美浜のへしこは、サバで作ったものが多くを占めています。そして、サバのほとんどはノルウェー産を使用しています。ノルウェー産のサバは型が大きく、脂の乗りも良いため、へしこ作りに適しているのです。

また、へしこに限らず、国内で消費されるサバの約90%はノルウェー産に依存しています。しかし、今そのノルウェーで大きな問題が発生しているのです。

ノルウェーは世界有数の漁業大国であり、北海で獲れるサバの年間漁獲量(約60万t)のほとんどを占めています。ところが、近年サバが回

遊する海域に変化が生じ、これまでノルウェーの排他的経済水域を回遊していたサバが徐々に北上し、アイスランドの排他的経済水域へと移ってしまい、漁獲量が減ってしまったのです。

## 温暖化により北上した漁場

ノルウェーの漁場からサバが移動してしまった原因は、地球温暖化にあります。サバは寒流を好んで回遊するため、水温の上昇を嫌い徐々に北上した結果、ノルウェーの漁場を離れ、アイスランドの漁場へと移動してしまつたのです。

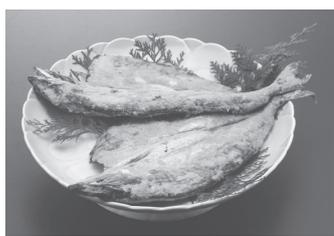
ノルウェーの漁獲量が減少すれば、日本への輸出も減ることになり、それは価格にも影響を及ぼします。すでに、サバを消費する市場が日本以外にも増えていることもあり、ノルウェー産のサバの買い付け価格は、前年比で10%程度上昇しています。

さらにノルウェーでは、体長が大きく脂の乗った魚を獲るために、厳しい漁獲管理制度をしいています。しかし、アイスランドや近隣国では徹底されておらず、現在の状況が続

けば、将来的には全体の漁獲量が落ち込むことになりかねません。

もし、これが現実になった場合、ノルウェー産のサバの価格はさらに上昇し、それを材料としている美浜のへしこの価格も上昇することになります。温暖化が引き金となり、美浜町の特産品が大きな影響を受けるかもしれないのです。

温暖化による地球環境の変化は、経済や食文化にまで影響を及ぼす可能性があります。新年を迎えたところですが、改めて地球温暖化について考え、職場や家庭で二酸化炭素の排出量を削減できるように取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。



↑美浜の特産品「へしこ」

## ※お問い合わせ先

町住民環境課(担当:田村)

☎ 32-6703

## 町役場・美浜町社会福祉協議会でのペットボトルキャップの受入終了について

町役場と美浜町社会福祉協議会では、ごみの減量化及びポリオワクチンの購入助成を目的に、町内の個人・団体・事業所から持ち込まれたペットボトルキャップを、県内の指定機関に持ち込む活動を行ってきました。これまでの活動で、ペットボトルキャップ約30万個(ポリオワクチン約375人分)を提供することができ、ごみ減量化への意識啓発及びポリオワクチンの購入助成に、一定の成果を上げることができました。ご協力ありがとうございました。

なお、町役場と美浜町社会福祉協議会でのペットボトルキャップの受け入れは、平成24年3月31日をもって終了させていただきます。今後は、直接指定機関へ持ち込んでいただきますようお願いいたします。

[指定機関: アルパレット株式会社(坂井市丸岡町小黑68-12)]



# 美浜発電所の状況



今回の報告では、12月17日から1月18日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

## 美浜1号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日～)

## 美浜2号機

第27回定期検査中

(平成23年12月18日～)

## 美浜3号機

第25回定期検査中

(平成23年5月14日～)

県内原子力発電所の平成23年稼働実績が発表されました

福井県は、1月6日に平成23年中の県内原子力発電所の稼働実績を発表しました。

県内13基の稼働実績は、発電電力量で519.5億KWhとなり、時間稼働率が48.2%、設備利用率(※1)では52.6%となりました。

例年になく大幅にマイナスとなった要因は、敦賀2号機と大飯1号機で燃料漏えいや設備の不具合により運転を停止したこと、また、福島第一発電所事故の知見を反映した安全対策や、再稼働の条件となるストレステスト(一次評価)の実施により、全発電所において定期検査が継続したことが上げられます。

また、美浜発電所においても安全対策等の実施により、発電電力量が68.5億KWhで、時間稼働率が43.3%、設備利用率では47.0%という結果となり、3号基体制となった昭和51年以降では、発電電力量が8番目に少ない年となりました。

(※1)設備利用率

発電電力量÷(定格出力×24時間×暦日数)×100

□ 県内原子力発電所の運転実績 □

(昭和45年～平成23年)

